

○豊能町立図書館利用対象制限資料利用細則

(目的)

第1条 この細則は、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作権の複製等に関するガイドライン」(以下「ガイドラインという。」)に基づき、豊能町内に在住、在勤又は通学する障害者等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第2条 次の各号に掲げる資料を利用対象制限資料とする。

- (1) 著作権法第37条第3項により複製された資料
- (2) 視覚障害者等が利用するために必要な方式の資料が少なく、第3条に示す利用対象者の利用に支障をきたすと考えられる資料

(利用対象)

第3条 次の各号に掲げる者及び施設を利用対象とする。

- (1) ガイドライン4及び5の資料を利用できる者の規定に基づき、視覚障害者その他資格による表現の認識に障害のある者で、図書利用券の交付を受けた上で「利用対象制限資料の利用申込書」(別紙様式1)(以下「利用申込書」という。)により登録を行った者
- (2) 障害等により特別な配慮を必要としている児童・生徒が在籍している学校及び福祉施設等
- (3) (1)(2)に該当せず、利用目的が利用対象制限資料の周知をはかる学習や行事での利用であることが明白である町内の施設

(利用登録の手続)

第4条 利用対象制限資料の利用を希望する者は、豊能町立図書館利用規則第9条第2項の規定に基づき、「図書利用券申込書兼記載事項変更届」を提出するとともに、併せて「利用申込書」を提出しなければならない。ただし、すでに図書利用券が交付されている者は「利用申込書」のみ提出することとする。

2 利用申込をする者が来館できない場合には、代理人若しくは郵送によって行うことができる。

3 郵送の場合は、次のものを提出すること。

- (1) 図書利用券申込書兼記載事項変更届(運営規則第9条第2項別紙様式)。ただし、すでに図書利用券の交付を受けている場合はその写し。

- (2) 利用申込書
 - (3) 障害者手帳等の写し
 - (4) 返信用切手及び返信先を記入した返信用封筒
- 4 郵送で受け付けた場合は、登録後に図書利用券及び障害者手帳等の写しを返送する。
- 5 障害等により特別な配慮を必要としている児童・生徒が在籍している学校及び福祉施設等は豊能町立図書館運営規則第14条第2項の規定に基づき、「図書利用券申込書兼記載事項変更届」を提出するとともに、併せて「利用対象制限資料の利用申込書（団体用）」（別紙様式2）（以下「利用申込書（団体用）」という。）を提出しなければならない。ただし、すでに図書利用券が交付されている者は「利用申込書（団体用）」のみ提出することとする。

（館内利用）

第5条 利用者は、次の各号に掲げる方法により利用対象制限資料等を利用することができる。

- (1) DAISY 録音図書等の録音資料の館内利用は、館所蔵の機器を使用し対面朗読室（集会室）で行う。
- (2) 対面朗読室（集会室）及び機器を利用する場合は、あらかじめ希望する日時を館に電話、FAX または口頭で申し出るものとする。
- (3) 利用時間は、1回1時間とし、支障が無い限り1回のみ1時間の延長をすることができる。（最長2時間の使用が可能）

（貸出方法）

第6条 次の各号に掲げる方法で貸出を行う。

- 1 個人貸出においては、郵送により貸出を行うことができる。
- 2 第3条第3号に該当する施設は、「利用対象制限資料貸出申込書」（別紙様式3）を提出し、貸出の手続きを行うものとする。

（返却方法）

第7条 利用対象制限資料は、来館して返却を行うものとする。ただし、利用者等の送料負担により、郵送で返却を行うことができる。

（貸出点数）

第8条 利用対象制限資料の貸出点数は10点までとし、図書の合計貸出冊数に含むものとする。

(貸出期間)

第9条 貸出期間は、郵送に係る日数も含めて4週間以内とし、延長はできないものとする。

(紛失又は損傷した場合の処理)

第10条 利用者や施設等が、資料等を紛失又は損傷したときは、豊能町立図書館運営規則第8条第1項及び第3項の規定及び、全国視覚障害者情報提供施設協会による「展示・録音・拡大資料等の相互貸借に関する申合せ」第10条に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(登録の取消し及び貸出の停止)

第11条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を停止することができる。

- (1) 障害の状態の変化により、ガイドライン4に該当しなくなったとき
- (2) 資料を他に転貸したとき
- (3) 再度督促を受けても、なお資料を返却しないとき
- (4) 著作権を侵害する恐れのあるとき
- (5) 資料に損傷を与えるおそれのあるとき
- (6) その他、この細則及び館の指示に従わないとき

(その他)

第12条 この細則に定めのあるもののほか、利用対象制限資料の利用について必要な事項は、館長が定める。

附 則

この細則は、令和3年8月1日から施行する。